

三豊市公告第15号

次のとおり一般競争入札を行うので、三豊市契約規則(平成18年規則第64号)第7条及び三豊市市有地処分規程(平成19年告示第1号)第4条の規定により公告する。

令和6年4月4日

三豊市長 山下 昭史

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産(土地)売却
- (2) 物件及び予定価格(最低売却額) ※別紙「物件調書」のとおり

物件番号	名称	予定価格(最低売却額)
1	三野町ふれあいセンター跡地	8,900,000円
2	豊中斎場駐車場跡地	6,480,000円
3	山本方面隊第1分団第1部屯所跡地	380,000円

2. 契約内容、入札に必要な書類及び入札の無効に関する事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和6年4月4日(木)午前9時から令和6年5月29日(水)午後4時まで
- (2) 場所 三豊市ホームページ、三豊市役所及び各支所掲示場

3. 入札の日時及び場所

物件番号	日時	場所
1	令和6年6月20日(木)午後2時30分から	三豊市役所(危機管理センター) 2階201会議室
2	令和6年6月20日(木)午後2時40分から	
3	令和6年6月20日(木)午後2時50分から	

4. 入札参加申込の受付

- (1) 期間 令和6年5月27日(月)から令和6年5月29日(水)まで
- (2) 時間 午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く)
- (3) 場所 三豊市役所総務部管財課 公共施設再配置推進室
(申込書等は持参により提出するものとする)

5. 入札参加資格

- (1) 市有財産(土地)売却一般競争入札要領の内容を承諾し、順守できる者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号に規定する者
 - イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ウ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
 - エ 地方自治法第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する職員

6. その他

詳細は、市有財産(土地)売却一般競争入札要領による